

高圧ガス事業者の皆様へ ～適切な管理をお願いします～

高圧ガスの製造・貯蔵・販売・消費等、高圧ガスの取扱い形態に応じて、それぞれ必要となる手続きや守っていただく事項があります。

ここでは、高圧ガスを販売する事業者が、事業開始後に必要となる手続きや継続的に守っていただく内容の一部を掲載しています。ご参照のうえ、適切な管理をお願いします。

販売する者（販売事業者）

法：高圧ガス保安法

No.	項目	時期	必要な対応	備考
1	事業の承継	・事業の譲渡、相続、合併又は分割となった場合。	・承継者は承継の手続きが必要となりますので、承継者にその旨を伝えてください。（被承継者は手続き不要です。）	法第20条の4の2
2	購入者への周知	・販売した以降、1年以上経過して高圧ガスを引き渡した場合。	<p>・販売する高圧ガスによる災害の発生防止に必要な事項を購入者へお知らせ（周知）する必要があります。</p> <p>【周知が必要なガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接用等のアセチレン、天然ガス、酸素、液化石油ガス ・在宅酸素用の液化酸素 ・スクーバダイビング等の呼吸用空気（このほか、酸素容量が21%以上のものも含む） ・燃料用の液化石油ガス <p>【周知事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項 ・設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項 など <p>★高圧ガスの種類に応じて、関係団体が「周知文書」を頒布しています。</p>	法第20条の5

No.	項目	時期	必要な対応	備考
3	販売するガスの変更	・販売する高圧ガスの種類を変更した場合。	・変更の旨の手続きが必要となる場合がありますので、事前に窓口あて連絡ください。	法第20条の7
4	事業の廃止	・販売事業を廃止した場合。	・廃止の手続きが必要となります。	法第21条
5	保安教育	・随時	・従業員に対し、取り扱う高圧ガスに応じた保安教育を実施し、その記録を保存してください。 【参考図書】 保安教育計画の指針（高圧ガス保安協会）	法第27条
6	販売主任者の選任／解任	・販売主任者が選任／解任された場合。	・選任／解任された場合は、その旨の手続きが必要となります。	法第28条
7	火気等の制限	・常時	・事業者が指定する場所で火気を取り扱うことはできません。 ・事業者の承諾を得ないで発火しやすいものを携帯して火気制限場所に立ち入ることはできません。 ★事業者が主体となって管理する必要があります。	法第37条
8	帳簿の管理	・随時	・帳簿を備え、必要な事項を記載のうえ保存する必要があります。 【記載すべき内容】 ①授受した高圧ガス容器の記号、番号、高圧ガスの種類、圧力（液化ガスの場合は質量）、充填年月日 ②周知した相手の氏名、名称、住所、周知した者の氏名、周知の年月日 【保存期間】 2年間	法第60条

No.	項目	時期	必要な対応	備考
9	事故発生の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガスに係る災害が発生した場合。 ・高圧ガス／容器を喪失又は盗まれた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに事故発生の届出が必要となります。 	法第63条
10	代表者等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者、本社所在地等の変更があった場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後、遅滞なく届出が必要となります。 	千葉県高圧ガス保安法施行細則第19条

高圧ガスに関する窓口

<p>【所在地・連絡先】</p> <p>〒260-0854 千葉県中央区長洲1-2-1 セーフティちば4階</p> <p>千葉県消防局予防部指導課保安係 電話：043-202-1672 FAX：043-202-1679 E-mail：shidoho@city.chiba.lg.jp</p>	<p>【手続き方法】</p>  <p>販売</p>
<p>お越しの際は事前にご連絡ください。</p>	<p>【電子申請】</p>  <p>手数料なし</p>